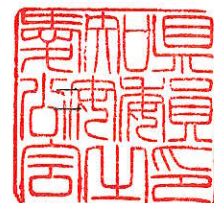


愛知県公安委員会告示第 21 号

道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 44 条第 2 項第 2 号の規定により、次のとおり豊川市内の乗合自動車の停留所における旅客の運送の用に供する自動車の停車又は駐車に関して合意したので、次のとおり公示する。

令和 8 年 10 月 14 日

愛知県公安委員会委員長 増 井 敬



1 合意した者

- (1) 豊川市
- (2) 豊鉄バス株式会社
- (3) N T T ドコモビジネス株式会社東海支社
- (4) 中部運輸局
- (5) 愛知県公安委員会

2 旅客の運送の用に供する自動車が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所の名称等

旅客の運送の用に供する自動車が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所は、豊川市及び豊鉄バス株式会社が管理する次に掲げる停留所とする。

停 留 所 名	所 在 地
イオンモール豊川	豊川市白鳥町兎足 1 番 16 地

3 2 に停車又は駐車をする旅客の運送の用に供する自動車の範囲

2 に停車又は駐車をする一般旅客自動車運送事業用自動車等の範囲は、次の表の左欄に掲げる運行事業者が、同表の中欄に掲げる事業形態により行う同表の右欄に掲げる事業の用に供するものとする。

運行事業者	事業形態	事業名
N T T ドコモビジネス株式会社東海支社	道路運送法の規制対象外となる自動運転バスの実証実験運行（無償）	令和 8 年度豊川市自動運転社会実装推進事業

4 2 における 3 の停車又は駐車が道路又は交通の状況により支障がないものとなるようにするため必要と認める事項

2 における 3 の停車又は駐車は、3 に係る運行時間内に限るものとする。